

**Q 1**      どのようなものが前払式支払手段に該当しますか。

- A) 「前払式支払手段」とは、次の4つの要件が全て備わっているものが該当します。
- ① 金額又は物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）が、証票、電子機器その他の物（証票等）に記載され、又は電磁的な方法で記録されていること。
  - ② 証票等に記載され、又は電磁的な方法で記録されている金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること。
  - ③ 金額又は物品・サービスの数量が記載され、又は電磁的な方法で記録されている証票等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号が発行されること。
  - ④ 物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証票等や番号、記号その他の符号が、提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること。

例えば、商品券、ギフト券、プリペイドカード、IDなどがこれにあたります。もっとも、乗車券や入場券あるいは発行の日から一定の期間内に限り（6月）使用できるものは、4つの要件が備わっていたとしても、前払式支払手段に該当しないものとされています（別表参照）。

**【別表】**

<b>法律が適用される前払式支払手段</b>	
<p><b>【法第3条第1項第1号】</b>                      金額が記載され又は電磁的に記録されている証票等（度その他の単位に換算されているものを含む）                      （参考例）                      商品券・ギフト券                      おもちゃ券、                      お米券                      遊戯カード                      テレホンカード                      ギフトカード、ネットプリカ</p>	<p><b>【法第3条第1項第2号】</b>                      物品又は役務の数量が記載され又は電磁的に記録されている証票等                      （参考例）                      ビール券                      清酒券                      清涼飲料ボトル券                      カタログギフト券</p>

### 適用除外のもの

#### 【法第4条第1号・政令第4条第1項】

- ① 乗車券、乗船券、航空券
- ② 施設又は場所に係る入場券（併せて発行される施設利用券）
  - ・映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ等
  - ・競馬場、競輪場、小型自動車競走場、モーターボート競走場、美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場等
- ③ 特定の施設又は場所の利用者が通常使用できる食券等
- ④ ①～③と同等の機能を有する番号、記号、その他の符号

【法第4条第3号】…国又は地方公共団体が発行する証票等（市町村が発行する商品券等）

【法第4条第4号・政令第4条第3項】…特別の法律に基づき設立された法人等が発行する証票等（日本中央競馬会、日本放送協会、地方道路公社が発行する証票等）

【法第4条第5号・政令第4条第4項】…従業員向け、健康保険組合員向け等の証票等

【法第4条第6号・政令第4条第5項】…割賦販売法等他の法律で保全されている証票等（友の会買物券、旅行クーポン券等）

【法第4条第7号】…利用者のために商行為となる取引のみに使用されるもの

#### 【法第4条第1号・政令第4条第2項】

使用期間が6月内の前払式支払手段

### 該当しないもの

#### 【ガイドラインI-1-1】

- ① 日銀券、収入印紙、郵便切手、証紙等法律によってそれ自体が価値物としての効力を与えられているもの
- ② 「ゴルフ会員権証」、「テニス会員権証」等各種会員権（証拠証券としての性格を有するものに限る）
- ③ トレーディング・スタンプ等商行為として購入する者への販売であり、当該業者が消費者への転売を予定していないもの
- ④ 磁気カード又はICカード等を利用したPOS型カード
- ⑤ 本人であることを確認する手段で、証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値と結びつきがないもの
- ⑥ 証票等又は番号、記号その他の符号のうち、証票等に記載若しくは記録され又はサーバに記録された財産的価値が証票等又は番号、記号その他の符号の使用に応じて減少するものでないもの

**Q 2** 資金決済法で新たに法の適用対象となったサーバ型の前払式支払手段とはどのようなものですか。

A) サーバ型の前払式支払手段には、さまざまなものがありますが、事業者のサーバに管理されている金額情報と結びついているIDが交付されるものという点では共通しており、その交付方法に、①IDが記録されたカードが交付されるもの、②コンビニエンスストア等でIDが記載された紙面が販売されるもの、③IDがメールで通知されるものなどがあります。

従前の前払式証票の規制等に関する法律では、証票に利用可能な金額が記載された商品券や、カードに内蔵された磁気ストライプやICチップに利用可能な金額情報が記録されたプリペイドカードがその規制対象となっており、金額情報が利用者の手元になく、事業者のサーバのみで管理されている、いわゆるサーバ型の前払式支払手段については規制対象とされていませんでした。

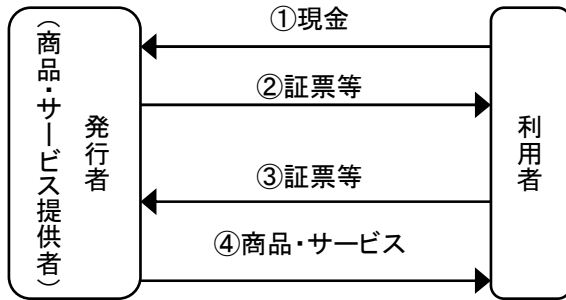
しかし、サーバ型の前払式支払手段も、その経済的機能は従前の前払式証票と異なる点がないため、利用者保護を図る観点から、「電子機器」が価値情報を記録する対象として、「番号、記号、その他の符号」が対価の支払を受け発行される対象として、「通知」が使用の方法として前払式支払手段の定義に加わり、資金決済法ではこのサーバ型の前払式支払手段についても従前の前払式証票と合わせて規制対象とされています。

**Q 3** 自家型前払式支払手段と第三者型前払式支払手段とはどのようなものですか。

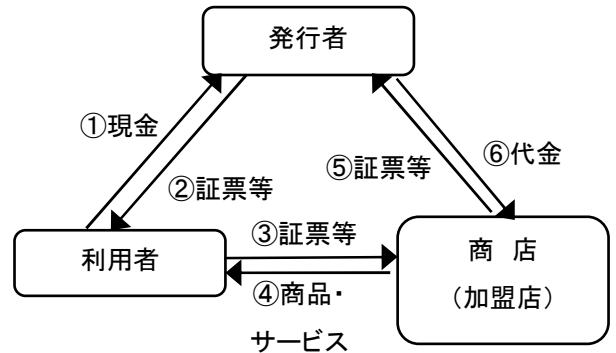
A) 自家型前払式支払手段とは、前払式支払手段の発行者（発行者と資本関係がある等密接な関係がある者を含みます。）から商品の購入やサービスの提供を受ける場合に限り、これらの対価の弁済のために使用できる前払式支払手段をいいます。

第三者型前払式支払手段とは、前払式支払手段の発行者以外の第三者から商品の購入やサービスの提供を受ける場合にも、これらの対価の弁済のために使用できる前払式支払手段をいいます。

自家型前払式支払手段



第三者型前払式支払手段



Q 4 資金決済法の適用除外となる前払式支払手段の一つに、「特定の施設又は場所の利用に際し発行される食券その他の証票等で、当該施設又は場所の利用者が通常使用することとされているもの」とありますが、具体的にはどのような証票等がこれにあたるのでしょうか。

A) 例えば、ビル内の食堂の食券のように、①特定の施設においてのみ利用ができ、②利用の都度、その利用の時期に近接して、利用に必要な分だけ発行された証票等で、基本的に残高が残らず、③原則としてその証票等以外でサービスの提供を受けることができないものは、前払式支払手段に該当しません。

これに対し、残高が残る社員食堂のプリペイドカードや、ホテルや病院のテレビカード等は、②の要件を欠くため、前払式支払手段に該当します。

Q 5 資金決済法の適用除外となっている「その使用者のために商行為となる取引においてのみ使用されることとされている前払式支払手段」とは、どのようなものですか。

A) 資金決済法は、消費者保護の観点から立法されていますので、消費者の関与しない商人間の取引において使用される前払式支払手段は、資金決済法は適用されません。

「その使用者のために商行為となる取引においてのみ使用されることとされている前払式支払手段」とは、前払式支払手段の利用者が消費者でない取引をいい、そのような取引

においてのみ使用されることとされている前払式支払手段、例えば、宅配業者と取次店との間の前払式の精算券や、卸売業者と小売業者との間の前払式による決済カード等については、適用除外となります。

**Q 6** 有効期間6か月のプリペイドカードを発行しましたが、有効期限後利用客があつて断り切れずに使用させた場合、このプリペイドカードは資金決済法の適用を受けますか。

A) 発行されている前払式支払手段に有効期間6月が明記されていれば、資金決済法の適用対象外となりますが、有効期間が切れても実質的に利用することができるものは、当該有効期間は形骸化しているため、資金決済法の適用をうけることとなります。

なお、「発行の日」とは、次に掲げる日のいずれか遅い日をいうとされています（ガイドラインI-1-3（1））。

- ① 財産的価値が証券、電子機器その他の物に記載又は記録された日
- ② 利用者に対し証券等、番号、記号その他の符号を交付又は付与された日

また、前払式支払手段の残金を、新しく発行した更新後の前払式支払手段に引き継ぐような仕組みのものも、有効期間は当初の発行時から更新後の前払式支払手段の有効期間までの通算期間として計算され6月を超えれば前払式支払手段に該当しますので、注意が必要です。

**Q 7** 商店街の抽選会や催し物の景品として、発行している商品券を無償で提供することを企画しています。これは資金決済法が適用されますか。

A) 商品券を景品として無償で提供する場合には、「対価を得て発行」という前払式支払手段の要件を欠くこととなりますので、資金決済法の適用を受けません。

しかし、当該発行者が既に有償で発行している商品券を無償で配布する場合は、次の2通りのケースにより判断が分かります。

- ① 有償で発行している商品券と無償で提供する商品券とを区分管理できない場合  
景品として無償で提供する商品券が、利用者にとって既発行の有償の商品券とデザインや印影等で区別できず、また、帳簿上でも区分管理できない場合には、その無償の商品券も有償の商品券と同様、資金決済法の適用を受けます。
- ② 有償で発行している商品券と無償で提供する商品券とを区分管理できる場合

景品として無償で提供する商品券が、利用者にとって既発行の有償の商品券とデザインや印影等で区別でき、帳簿上でも区分管理できている場合は、「対価を得て発行」という前払式支払手段の要件を欠くこととなり、その無償の商品券は資金決済法の適用対象外となります。

**Q 8 ポイントは前払式支払手段に該当しないのですか。**

A) ポイントについては、商品やサービスの利用に充てられるという点では前払式支払手段と同様の機能を有しますが、前払式支払手段とは異なり、消費者から対価を得ずに、基本的には景品・おまけとして無償で発行されているものと考えられます。

したがって、このように景品・おまけとして発行されるポイントは、利用者から「対価」を得ているとはいえず、前払式支払手段には該当しません。

なお、「ポイント」と称していても、利用者から「対価」を得て発行され、前払式支払手段の四つの要件に該当するものについては、前払式支払手段に該当しますのでご留意下さい。

**Q 9 自家型発行者の届出について、具体的に教えてください。**

A) 自家型発行者は、未使用残高が最初に基準額（1000万円）を超えることとなったときには、その基準日から2月を経過する日までに、内閣府令別紙様式第1号により作成した届出書に、当該届出書の写し2通と法第5条第2項及び内閣府令第11条の書類を添付して、管轄する財務（支）局長等に届け出る必要があります（法第5条第1項）。なお、届出を行う場合の留意事項が、ガイドラインに示されています。

届出書の記載事項や添付書類に不備等がない場合は届出が受理されます。そして自家型発行者名簿に記載され公衆の縦覧に供されます。

届出事項	様式番号	留意事項	法令根拠
氏名、商号又は名称及び住所	別紙様式第1号 (第2面)		法第5条第1項第1号

届出事項	様式番号	留意事項	法令根拠
法人にあっては、資本金又は出資の額	別紙様式第1号 (第2面)		法第5条第1項第2号
前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	別紙様式第1号 (第3面)	「営業所又は事務所」とは、発行の業務に関して主要な活動が行われる一定の場所をいう。  発行業務を行っている営業所等には無人チャージ機は含まれない。	法第5条第1項第3号
法人(人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあってはその代表者又は管理人の氏名	別紙様式第1号 (第2面)		法第5条第1項第4号
当該基準日における基準日未使用残高	別紙様式第1号 (第1面)		法第5条第1項第5号
前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等	別紙様式第1号 (第4面)		法第5条第1項第6号
物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限	別紙様式第1号 (第4面)		法第5条第1項第7号

届出事項	様式番号	留意事項	法令根拠
前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法	別紙様式第1号 (第4面～第7面)	前払式支払手段に係る約款・説明書又はこれらに類する書面がある場合は、添付が必要  前払式支払手段の見本券等の貼付も必要	法第5条第1項第8号
前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	別紙様式第1号 (第2面)		法第5条第1項第9号
密接関係者の氏名、商号又は名称及び住所並びに法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあつては、その代表者又は管理人の氏名及び当該密接関係者と発行者との間の令第3条第1項に規定する密接な関係の内容	別紙様式第1号 (第8面)	密接関係者がいる場合にあっては、戸籍謄本、株主名簿、有価証券報告書等その他令第3条第1項に規定する密接な関係を証する書面の添付が必要	法第5条第1項第10号  府令第10条第1号及び第11条第3号
他に事業を行っているときは、その事業の種類	別紙様式第1号 (第9面)		法第5条第1項第10号  府令第10条第2号
加入する認定資金決済事業者協会の名称	別紙様式第1号 (第9面)	一般社団法人日本資金決済業協会(平成22年4月1日内閣総理大臣の認定)	法第5条第1項第10号  府令第10条第3号
個人である場合にあっては、住民票の抄本	添付書類	住民登録している市区町村にお問い合わせ下さい。	法第5条第2項



届出事項	様式番号	留意事項	法令根拠
			府令第11条第1号
法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれに代わる書面	添付書類		法第5条第2項 府令第11条第2号イ
法人である場合にあつては、代表者又は管理人の住民票の抄本 (外国人である場合は在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本)又はこれに代わる書面	添付書類		法第5条第2項 府令第11条第2号ロ
法人である場合にあつては、最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。)又はこれらに代わる書面	添付書類	届出書を提出した日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第435条第1項又は第617条第1項の規定により作成する成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面	法第5条第2項 府令第11条第2号ハ
法人であつて、会計監査人設置会社である場合にあつては、法第5条第1項の規定による届出書を提出した日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面	添付書類		法第5条第2項 府令第11条第2号ニ

届出事項	様式番号	留意事項	法令根拠
その他参考となる事項を記載した書面	添付書類		法第5条第2項 府令第11条 第4号

**Q10 第三者型発行者の登録について、具体的に教えてください。**

A) 第三者型発行者は、事前に管轄する財務（支）局長等の登録を受けなければなりません。登録を受けるには、内閣府令別紙様式第3号により作成した届出書に、当該届出書の写し2通と法第8条第2項及び内閣府令第16条の書類を添付して、管轄する財務（支）局長等に申請する必要があります（法第8条第1項）。なお、登録申請を行う場合の留意事項及び「第三者型発行者登録審査事務チェックリスト」が、事務ガイドラインに示されていますので、登録の参考にしてください。

登録が行われた場合は、登録申請者にその旨通知されるとともに、登録申請書の記載事項並びに登録年月日及び登録番号が第三者型発行者名簿に記載され、公衆の縦覧に供されます。

なお、登録申請者が法第10条第1項の登録の拒否事由に該当するとき、又は登録申請書や添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が懸けているときは、登録は拒否され、登録申請者に拒否理由を示してその旨通知されます。

事項	様式番号	留意事項	法令根拠
商号又は名称及び住所	別紙様式第3号 (第2面)		法第8条第1 項第1号
資本金又は出資の額	別紙様式第3号 (第2面)		法第8条第1 項第2号

事 項	様式番号	留 意 事 項	法令根拠
前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	別紙様式第3号 (第3面)	「営業所又は事務所」とは、発行の業務に関して主要な活動が行われる一定の場所をいう。  発行業務を行っている営業所等には無人チャージ機は含まれない。	法第8条第1項第3号
役員の氏名又は名称	別紙様式第3号 (第2面)		法第8条第1項第4号
前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等	別紙様式第3号 (第4面)		法第8条第1項第5号
物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限	別紙様式第3号 (第4面)		法第8条第1項第6号
前払式支払手段の発行に係る業務の内容及び方法	別紙様式第3号 (第4面～第7面)	前払式支払手段に係る約款・説明書又はこれらに類する書面がある場合は、添付が必要  前払式支払手段の見本券等の貼付も必要	法第8条第1項第7号
前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	別紙様式第3号 (第2面)		法第8条第1項第8号

事 項	様式番号	留 意 事 項	法令根拠
主要株主(総株主等の議決権(令第3条第1項第2号に規定する総株主等の議決権をいう。)の100分の5以上の議決権(同号に規定する議決権をいう。)に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。)の氏名、商号又は名称	別紙様式第3号 (第8面)		法第8条第1 項第9号 府令第15条 第1号
他に事業を行っているときは、その事業の種類	別紙様式第3号 (第9面)		法第8条第1 項第9号 府令第15条 第2号
加入する認定資金決済事業者協会の名称	別紙様式第3号 (第9面)	一般社団法人日本資金 決済業協会(平成22年4 月1日内閣総理大臣の 認定)	法第8条第1 項第9号 府令第15条 第3号
一般社団法人等が当該預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地	別紙様式第3号 (第9面)	一般社団法人等が、令 第5条第1項第2号ニに 規定する預貯金が登録 申請者を名義人とする口 座において保有されるこ とが当該登録申請者の 定める規則に記載されて いる場合	法第8条第1 項第9号 府令第15条 第4号
登録免許税領収書貼付	別紙様式第3号 (第10面)	登録免許税として15万 円を納付した領収書正本 を貼付  納税税務署は、本店所 在地を管轄する各財務 (支)局等を管轄する税 務署	登録免許税 法第9条  別表第1の49

事 項	様式番号	留 意 事 項	法令根拠
法第10条第1項各号の登録の拒否事由に該当しない旨の誓約書	別紙様式第4号 添付書類		法第8条第2項 府令第16条第1号
役員の住民票の抄本 (役員が外国人である場合は在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本) 又はこれに代わる書面	添付書類	住民登録している市区町村にお問い合わせ下さい。	法第8条第2項 府令第16条第2号
身分証明書 (役員が成年被後見人、被保佐人とみなされないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(東京都特別区を含む)長の証明書)	添付書類	本籍地の市区町村にお問い合わせ下さい。	法第8条第2項 府令第16条第3号
登記されていないことの証明書 (役員が成年被後見人又は被保佐人でない旨の東京法務局の証明書)	添付書類	東京法務局にお問い合わせ下さい。	法第8条第2項 府令第16条第3号
役員が外国人であるときは、法第10条第1項9号イ及びロに該当しない旨の誓約書	別紙様式第5号 添付書類	当該役員が外国人である場合 に添付が必要	法第8条第2項 府令第16条第3号
役員の履歴書又は沿革	別紙様式第6号 別紙様式第7号 添付書類		法第8条第2項 府令第16条第4号

事 項	様式番号	留 意 事 項	法令根拠
株主又は社員の名簿	別紙様式第8号 添付書類		法第8条第2項 府令第16条第5号
定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに代わる書面	添付書類		法第8条第2項 府令第16条第5号
最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。)又はこれらに代わる書面	添付書類	登録申請書を提出した日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第435条第1項又は第617条第1項の規定により作成する成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面	法第8条第2項 府令第16条第6号
会計監査人設置会社である場合にあっては、法第5条第1項の規定による届出書を提出した日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面	添付書類		法第8条第2項 府令第16条第7号
前払式支払手段の発行業務に関する社内規則その他これに準ずるもの	添付書類	ガイドライン「第三者型発行者登録審査事務チェックリスト(この章の規定を遵守するために必要な体制)」に対応する社内規則等を添付	法第8条第2項 府令第16条第9号

事 項	様式番号	留 意 事 項	法令根拠
前払式支払手段の発行業務に関する組織図(内部管理に関する業務を行う組織を含む。)	添付書類		法第8条第2項 府令第16条第8号
第三者型発行者と加盟店との間の契約内容を証する書面	添付書類	「加盟店契約書」、「加盟店規約」等のひな型	法第8条第2項 府令第16条第10号
一般社団法人等が当該預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地並びに当該預貯金口座が開設されていることを確認できる書類	添付書類	一般社団法人等が、令第5条第1項第2号ニに規定する預貯金が登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されている場合	法第8条第2項 府令第16条第11号
その他参考となる事項を記載した書面	添付書類		法第8条第2項 府令第16条第12号

**Q11 登録の拒否事由はどのようなものですか。**

A) 登録申請者が、次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録は拒否されることとなります(法第10条)。

①組織形態(1号)

法人でないもの(外国の法令に準拠して設立された法人で、国内に営業所又は事務所を有しないものを含む)は、第三者型発行者になることができません。

②財産的基礎（2号）

第三者型発行者については、財産的基礎として、原則として1億円以上の純資産額が必要です。ただし、法人の種類、前払式支払手段の利用可能区域等により例外が設けられています（詳細・下表参照）。この財産的基礎を欠く法人は、第三者型発行者になることができません。

	法人の区分	純資産額	規定
1	原則	1億円	政令第5条第1項第3号
2	登録申請者の発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲が一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、区）の区域内である場合	1000万円	政令第5条第1項第1号
3	次に掲げる基準のいずれにも該当する場合 イ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）であること。 ロ その定款に当該登録申請者が前払式支払手段の発行の業務を行う旨及び当該登録申請者が地域経済の活性化又は当該地域の住民相互の交流の促進を図ることを目的とする旨の記載がされていること。 ハ その発行する前払式支払手段の利用が可能な範囲が一の市町村及びこれに隣接する市町村の区域内であること。 ニ その発行する前払式支払手段の未使用残高（注1に定めるところにより算出した額をいう。）から法14条第1項の規定により供託をした発行保証金の金額並びに法15条及び16条1項の規定により供託をしないことができる金額を控除した金額に相当する金額以上の金額の預貯金が当該登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されていること。 ホ その発行する前払式支払手段に当該一般社団法人等の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書面の閲覧の請求ができる旨の記載がされていること。	零	政令第5条第1項第2号

③法令等遵守態勢の整備（3号、4号、5号）

第三者型発行者については、

イ) 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることがで



きる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じること  
ロ) 加盟店に対する支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていること  
ハ) 法第二章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていること  
が必要です。これらの体制整備を欠く法人は、第三者型発行者となることができません。

④他の第三者型発行者と同一又は類似の商号・名称を用いていないこと（6号）

他の第三者型発行者と同一又は類似の商号や名称を使用する者の登録を認めることは、前払式支払手段の利用者が他の第三者型発行者と誤認するおそれがあり、利用者保護に欠けるおそれがあることから、このような法人は第三者型発行者となることができません。

⑤第三者型発行者の登録を取り消されたり、資金決済法等に相当する外国の法令の規定により同種の登録、免許を取り消され3年を経過していること（7号）

第三者型発行者の登録等を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない法人は、第三者型発行者となることができません。

⑥資金決済法又はこれに相当する外国の法令に違反し、罰金の刑又はこれに相当する外国の刑に処せられ3年を経過していること（8号）

罰金の刑又はこれに相当する外国の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない法人は、第三者型発行者となることができません。

⑦役員に不適格者がいないこと（9号）

役員は、業務の執行やその執行を監査する立場にあり、組織の運営において重要な役割を果たすことから、前払式支払手段の発行の業務を行う上で不適格な者を役員とする法人は、第三者型発行者となることができません。

不適格な者とは、次のような者をいいます。

- イ) 成年被後見人、被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
- ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- ハ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の刑を含む。）に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者
- ニ) 資金決済法（これに相当する外国の法令）に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の刑）に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者

ホ) 第三者型発行者の登録を取り消された場合又は外国において同種の登録を取り消された場合において、その取消の日前30日以内にこれら法人の役員であった者で、当該取消の日から3年を経過していない者

**Q12**      どのような場合に変更届が必要なのですか。

A) 前払式支払手段発行者の届出事項又は登録事項に変更があった場合は、資金決済法に定められた様式（別紙様式第2号又は第11号）により作成した変更届出書に必要な書類を添付して、遅滞なく財務（支）局長等に届け出る必要があります。

なお、変更届出書に貼付が必要な書類以外にも、変更届出書の記載上の注意により、登録申請書の第2面以後に係る変更については、当該変更事項を修正した新たな頁等を貼付する必要があります。

**Q13**      自家型発行者ですが、変更事項ごとの届出書に添付する書類を教えてください。

A) 変更事項の内容により異なりますので、次の表を参考にしてください。

※ 登録事項に変更があった場合には、法第5条第3項により、「遅滞なく」届け出ることとなっています。

届出事項	様式番号	添付書類
氏名、商号又は名称の変更	別紙様式第2号	法人にあつては当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書 (府令第12条第1項第1号)
資本金又は出資の額の変更		当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 (府令第12条第1項第2号)

届 出 事 項	様式番号	添 付 書 類
営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止した場合		<p>法人にあつては当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書</p> <p>(府令第12条第1項第3号)</p>
表者又は管理人の変更		<p>法人にあつては、新たに代表者又は管理人になった者に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれに代わる書面</li> <li>・代表者又は管理人の住民票の抄本(外国人である場合は在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本)又はこれに代わる書面</li> </ul> <p>(府令第12条第1項第4号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等の変更</li> <li>・物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限</li> <li>・前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法</li> <li>・前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先</li> </ul>		<p>当該変更に係る参考となる事項を記載した書面</p> <p>(第7面)前払式支払手段の見本券等を貼付</p> <p>(府令第12条第1項第5号)</p>

届出事項	様式番号	添付書類
密接関係者又はその者との間の令第3条第1項に規定する密接な関係の変更		当該変更後の戸籍謄本、株主名簿、有価証券報告書等その他令第3条第1項に規定する密接な関係を証する書面  (府令第12条第1項第6号)
他に行っている事業の変更		当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面  (府令第12条第1項第7号)
認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合		認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面  (府令第12条第1項第8号)

Q14 第三者型発行者ですが、変更事項ごとの届出書に添付する書類を教えてください。

A) 変更事項の内容により異なりますので、次の表を参考にしてください。

※ 登録事項に変更があった場合には、法第11条第1項により、「遅滞なく」届け出ることとなっています。

登録事項	様式番号	添付書類
商号又は名称の変更	別紙様式第11号 別紙様式第4号	変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び法第10条第1項各号に該当しないことの誓約書  (府令第20条第1項第1号)

登録事項	様式番号	添付書類
資本金又は出資の額の変更	別紙様式第 11 号	変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 (府令第20条第1項第2号)
営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止(主たる営業所又は事務所の所在地を他の財務局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第 11 号	変更に係る事項を記載した登記事項証明書 (府令第20条第1項第3号)
役員の変更	別紙様式第 11 号 別紙様式第 4 号 別紙様式第 5 号 別紙様式第 6 号 別紙様式第 7 号	新たな役員の住民票、東京法務局発行の登記されていないことの証明書、市区町村発行の身分証明書、誓約書(別紙様式第5号・当該役員が外国人である場合)、履歴書又は沿革、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書等及び誓約書(別紙様式第4号) (府令第20条第1項第4号)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等の変更</li> <li>・物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限の変更</li> <li>・前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法の変更</li> <li>・前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又</li> </ul>	別紙様式第 11 号	当該変更があった事項に係る <ul style="list-style-type: none"> <li>・前払式支払手段の発行業務に関する社内規則その他これに準ずるもの</li> <li>・前払式支払手段の発行業務に関する組織図(内部管理に関する業務を行う組織を含む。)</li> <li>・第三者型発行者と加盟店との間の契約内容を証する書面</li> <li>・その他参考となる事項を記載した書面</li> </ul> (府令第20条第1項第5号)

登録事項	様式番号	添付書類
は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先の変更		
主要株主の変更	別紙様式第11号 別紙様式第8号	株主又は社員の名簿  (府令第20条第1項第6号)
主たる営業所又は事務所の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合	別紙様式第11号 別紙様式第9号	変更に係る事項を記載した登記事項証明書及び変更前に交付を受けた登録済通知書  (府令第20条第1項第7号)
一般社団法人等が当該預貯金を預け入れる銀行等に変更があった場合	別紙様式第11号	当該預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地並びに当該預貯金口座があることを確認できる書類  (府令第20条第1項第8号)
認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合	別紙様式第11号	認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面  (府令第20条第1項第9号)

**Q15** 前払式支払手段には、どのような事項を表示すればよいのですか。

A) 資金決済法では、法定表示事項について、前払式支払手段の購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、次の事項を正確に表示しなければならないと規定されています。

(法関係)

- ① 発行者の氏名、商号又は名称

- ② 前払式支払手段の支払可能金額等
- ③ 当該前払式支払手段を使用することができる期間又は期限が設けられている場合は、当該期間又は期限
- ④ 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先(府令関係)
- ⑤ 前払式支払手段を使用することができる施設又は場所の範囲
- ⑥ 前払式支払手段の利用上の必要な注意
- ⑦ 電磁的方法により金額又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高又は当該未使用残高を知ることができる方法
- ⑧ 約款、説明書等がある場合は、当該約款等の存する旨の表示

これらの法定表示事項は、前払式支払手段やこれと一体となっている書面その他の物を交付する場合に、これらの物に表示することが求められます。

前払式支払手段と一体となっている書面その他の物とは、利用者が当該前払式支払手段を使用する際に提示又は交付する必要があるものを指し(商品券やプリペイドカードやIDが記録されたカードなどを指します)、単に前払式支払手段となる番号、記号その他の符号が記載されているだけで、利用者が当該前払式支払手段を利用する際に、提示又は交付を要しないものは含まれないとされています(ID番号が記載された紙面(スクラッチカード、シート、レシート等)で、インターネットでその番号を打ち込むものなどを指します)。

なお、前払式支払手段やこれと一体となっている書面その他の物を利用者に交付することなく、これらに表示することができない場合は、上記表示事項を発行者のウェブサイト等で情報提供する必要があります。情報提供については、Q16をご覧ください。

**Q16** 証票やカードが発行されない前払式支払手段や、発行されていても利用時に提示や交付を要しない前払式支払手段は、どのような方法で情報提供を行えばよいのですか。

A) 資金決済法第13条第2項では、発行者は、証票やカードが発行されない前払式支払手段(サーバ型前払式支払手段)については、以下のいずれかの方法により、情報を利用者に提供しなければならないとしています。

- ① 発行者の使用に係る電子機器と利用者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法(例：電子メールにより送信する方法)

- ② 発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（例：発行者のサイトに表示してインターネットを用いて利用者の閲覧に供する方法）
- ③ 利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイル（専ら利用者の用に供するものに限る）に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法（例：チャージ機などに表示して利用者の閲覧に供する方法）

**Q17** 当社の発行する前払式支払手段はサーバ管理型で、コンビニのロッピー、ファミポート等を利用して販売していることから、利用者がコンビニで購入する際に、当社ウェブサイト上で提供している情報を確認することは難しいのですが、販売方法を改めなくてははいけませんか。

A) 証票やカードが発行されない前払式支払手段や、発行されていても利用時に提示や交付することを要しない前払式支払手段（サーバ管理型）は、法第13条第1項に規定する表示事項を、Q54の方法で利用者に情報提供する必要があります（法第13条第2項）。そして、これら情報については、利用者が発行者から前払式支払手段を購入する際に必ず確認する手続となっていることが求められています（事務ガイドラインⅡ-2-1-1③）。

しかしながら、ご質問のとおり、利用者は、コンビニで前払式支払手段を購入する際にこれら情報をその都度確認して購入していない状況にあり、また、販売方法もこれら情報を必ずしも経由する方法となっていない実情にあります。

したがって、これら購入の実態を勘案して、以下のとおりの解釈が示されています。

「利用者が前払式支払手段の購入の際、操作するMMK端末（ロッピー、ファミポート等）から出力されるシート、レジ出力シート、コンビニで販売されるカード等のいずれかで、法第13条第1項第1号から同3号（可能な限り同4号）に規定する表示事項に該当する情報を確認する手続」となっていれば、ガイドラインで規定する「利用者が発行者から前払式支払手段を購入する際に、必ず、法第13条第1項各号に規定する表示事項に該当する情報を確認する手続」とみなすことができる。



**Q18** 表示事項のうち「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先」は、どのような内容を表示するのですか。

A) 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の表示については、利用者利便の観点から、所在地のみならず連絡先を表示することとなっています。ここでいう「連絡先」とは、基本的には、電話番号を表示することとされています。

なお、インターネットのみで利用できる前払式支払手段のみを発行する場合には、利用者もインターネットを利用することが前提となっていると考えられることから、連絡先については、インターネット上の連絡先（メールアドレスやURL）を表示することも可能と考えられます。

なお、発行届出書第2面及び登録申請書第2面の「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先」についても、上記表示と同様の記載が求められています。

**Q19** 認定資金決済事業者協会が表示事項を代替周知する方法とはどのような方法ですか。

A) 証票、カード等が発行される前払式支払手段が利用者に交付される場合や、これら前払式支払手段と一体となっている書面その他の物が利用者に交付される場合は、原則としてこれらの物に法定された表示事項を表示することが求められます。

これに対し、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が、当該発行者の苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先、その他内閣府令で定める事項（使用できる施設又は場所の範囲、利用上の必要な注意、未使用残高又は未使用残高を知ることができる方法、利用に係る約款等が存する場合はその旨）を、当該発行者に代わって利用者に周知する場合には、当該発行者は、これらの事項を表示しないことができることとされています。

具体的には、協会のホームページで、「周知委託会員の前払式支払手段表示事項」を掲載していますので、こちらをご覧ください (<http://www.s-kessai.jp/>)。

**【参考】**

協会は、平成22年4月1日に資金決済法による認定資金決済事業者協会の認定を受け、上記表示事項を利用者に周知しています。

**Q20** 基準日未使用残高の計算方法は、どのようにするのですか。

A) 法律に定められている計算方法は、次のとおりです。

- ① 発行額とは、基準日までに発行した全ての前払式支払手段の総額（プレミアムがある場合にはそれを含む額）
- ② 回収額とは、基準日までに使用された全ての前払式支払手段の総額（有効期限が到来したものや、払戻手続又は権利実行の手続において除斥されたものがある場合にはそれを含む額）
- ③ 基準日未使用残高とは、基準日時点における①の発行額から②の回収額を控除した額

例えば、金額表示の前払式支払手段（法第3条第2項第1号）の場合は、次のようになります。

発行価格	5,000円	加算型の場合には加算額を含む。
プレミアム	100円	
発行額合計 (A)	5,100円	

回収額	3,000円	減算型の場合には利用された額。
有効期限到来分等	200円	
回収額合計 (B)	3,200円	

基準日未使用残高 (A - B) 1,900円

なお、事務ガイドラインでは、基準日未使用残高の算出方法についての考え方及び特例が定められていますので、こちらもご確認下さい。

**Q21** 権利実行の手続や払戻手続によって除斥された前払式支払手段は、基準日未使用残高として計算するのですか。

A) 権利実行の手続や払戻手続において除斥された前払式支払手段は、回収されたものとして回収額に算入することとされています。したがって、基準日未使用残高には含まれません。

**Q22 発行保証金の保全義務の対象となる発行者について教えてください。**

A) 基準日未使用残高が1000万円を超えた自家型発行者及び第三者型発行者が、発行保証金の保全義務の対象者となります。そして当該基準日未使用残高の二分の一の額以上の額に相当する額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託すること等により保全しなければなりません。

なお、基準日未使用残高の計算方法については、Q20を参考にしてください。

**Q23 発行保証金の保全には、どのような方法がありますか。**

A) 発行保証金の保全には、次のような方法があります。発行者は、下記の4つの方法からいずれか又は複数の方法を選択することができます。

保全の方法	説明	供託所等
(a)金銭による供託	現金による供託	発行者の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所（法務局）
(b)国債等による供託	国債（振替国債を含みます。）、地方債、政府保証債、告示で指定された債券による供託	
(c)発行保証金保全契約	一定の要件を満たす銀行等と保全契約を締結し、その旨を財務（支）局長等に届け出ることによって発行保証金の供託に代替	（保全契約締結先） 一定の要件を満たす ・銀行等銀行等（外国銀行支店を含みます。） ・生命保険会社 ・損害保険会社
(d)発行保証金信託契約	信託会社等と信託契約を締結し、財務（支）局長等の承認を受けて信託することによって発行保証金の供託に代替	（信託契約締結先） ・信託会社 ・外国信託会社（日本で免許を受けた会社に限ります。） ・信託銀行

**Q24 金銭以外で供託することはできますか。**

A) 発行保証金は、国債証券、地方債証券、政府保証債券、金融庁長官が告示で定める社債券その他の債券をもってこれに充てることができます。

国債証券は、振替国債を含みます。振替国債とは、「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用を受けるものとして財務大臣が指定した国債をいい、その権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録によって定まるものとされています（株式を発行保証金に充てることはできません。）。

金銭以外で供託する場合、供託書の提出手続については、Q67と同じですが、供託者は、供託受理決定後、一定期間内に日本銀行に債券等供託物を納入する必要があります。供託者が納入期日までに供託物を納入しないときは、供託受理決定の効力は失われます。

なお、債券で供託した場合の、債券の評価額は、次のとおりとなります。

- ① 国債 額面金額
- ② 地方債 額面金額100円につき90円として計算した額
- ③ 政府保証債 額面金額100円につき95円として計算した額
- ④ 金融庁長官が告示で定める社債その他の債券 額面金額100円につき80円として計算した額

**Q25 発行保証金の保全方法は、供託以外にどのような方法がありますか。**

A) 供託以外の発行保証金の保全方法としては、発行保証金保全契約を締結する方法と発行保証金信託契約を締結して財産を信託する方法があります。

① 発行保証金保全契約を締結する方法

前払式支払手段発行者は、政令で定める要件（健全性基準）を満たす銀行等や、政令で定める者（保険会社等）との間で、財務（支）局長等の命令に応じて発行保証金が供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣府令別紙様式第13号「発行保証金保全契約届出書」により財務（支）局長等に届け出たときは、当該保全契約の効力の存する間、保全契約により保全されている金額について、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができます。

発行保証金保全契約の相手方となることができる要件は、銀行等であれば銀行法第14条の2その他これに類する他の法令に規定する基準を勘案して健全な自己資本の

状況にある旨の区分に該当すること（国際統一基準適用銀行等であれば単体自己資本比率が8%、国内基準適用銀行等であれば単体自己資本比率が4%以上であること）であり、保険会社等であれば保険業法第130条に規定する基準を勘案して健全な保険金等の支払能力の充実にある旨の区分に該当すること（ソルベンシーマージン比率が200%以上であること）です。

前払式支払手段発行者は、この発行保証金保全契約を利用する場合、要供託額の全部又は一部（他の方法と併用してこの保全契約を締結する方法）につき、発行保証金保全契約を締結することが可能です。

前払式支払手段発行者は、発行保証金保全契約を締結した場合、これを解除するには財務（支）局長等の承認を得なければなりません。

財務（支）局長等への承認申請は、（イ）基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となった場合、（ロ）発行保証金の額、保全金額及び信託財産の額の合計額が要供託額を超えている場合（その超えている額の分）のいずれかの場合に行うことができます。

前払式支払手段発行者は、この承認を受けようとするときは、内閣府令別紙様式第14号「発行保証金保全契約解除承認申請書」により、財務（支）局長等に申請する必要があります。

財務（支）局長等は、内閣府令別紙様式第15号「発行保証金保全契約解除承認について」により通知され発行保証金保全契約を解除することができます。銀行等との間で保全契約を解除をした後は、内閣府令別紙様式第16号「発行保証金保全契約解除届出書」に解除後の契約書の写しを添付して財務（支）局長等に届け出ることとなります。

## ② 発行保証金信託契約を締結して財産を信託する方法

前払式支払手段発行者は、財務（支）局長等の承認を受けて、発行保証金信託契約を締結したときは、当該信託契約により信託財産が信託されている間、当該信託財産の額について、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができます。

具体的には、次の手順が必要です。

前払式支払手段発行者は、財務（支）局長等の承認を受けようとするときは、内閣府令別紙様式第17号「発行保証金信託契約承認申請書」に、写し2通と信託契約書の写しを添付して、財務（支）局長等に申請する必要があります。

財務（支）局長等の承認は、内閣府令別紙様式第18号「発行保証金信託契約の承認について」により通知がされますので、前払式支払手段発行者は、信託会社等に対し、発行保証金信託契約に基づき財産の信託を行い、内閣府令別紙様式第19号「発

行保証金信託契約届出書」に信託財産の額を証する書面を添付して、財務（支）局長等へ届け出ます。

前払式支払手段発行者は、この発行保証金信託契約を利用する場合、要供託額の全部又は一部（他の方法と併用してこの信託契約を締結する方法）につき、発行保証金信託契約を締結することが可能です。

前払式支払手段発行者は、発行保証金信託契約を締結した場合、これを解除するには財務（支）局長等の承認を得なければなりません。

財務（支）局長等への承認申請は、（イ）基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となった場合、（ロ）発行保証金の額、保全金額及び信託財産の額の合計額が要供託額を超えている場合（その超えている額の分）のいずれかの場合に行うことができます。

前払式支払手段発行者は、この承認を受けようとするときは、内閣府令別紙様式第20号「発行保証金信託契約解除承認申請書」により、財務（支）局長等に申請する必要があります。

財務（支）局長等の承認は、内閣府令別紙様式第21号「発行保証金信託契約の解除承認について」により通知され発行保証金信託契約を解除することができます。信託会社等との間で信託契約を解除をした後は、内閣府令別紙様式第22号「発行保証金信託契約解除届出書」に解除後の契約書の写しを添付して財務（支）局長等に届けることとなります。

**Q26 発行保証金の取戻しができる場合とは、どのようなときですか。**

A) 発行保証金の取戻し（保全契約の解除や信託契約の解除を含みます。）は、基準日における基準日未使用残高の状況により、次の4つの場合に行うことができます。

- ① 基準日未使用残高が基準額（1000万円）以下である場合（法第18条第1号）…発行保証金の全額
- ② 発行保証金の額（保全契約による契約金額や信託契約による信託財産の額を含みます。）が要供託額を超える場合（法第18条第2号）…その超えている金額
- ③ 権利実行の手続（還付手続）が終了した場合（法第18条第3号）
  - 1) 当該終了日の未使用残高が1000万円以下であるとき…権利実行の手続が終了した日における発行保証金の額から当該手続に要した費用の額を控除した残額
  - 2) 当該終了日の未使用残高が1000万円を超えるとき…権利実行の手続が終了

した日における発行保証金の額から当該手続に要した費用の額及び当該終了日の未使用残高の2分の1の額を控除した残額

④ 払戻手続が終了した場合（法第18条第4号）

- 1) 当該終了日の未使用残高が1000万円以下であるとき…払戻手続が終了した日における発行保証金の額の全額
- 2) 当該終了日の未使用残高が1000万円を超えるとき…払戻手続が終了した日における発行保証金の額から当該終了日の未使用残高の2分の1の額を控除した残額

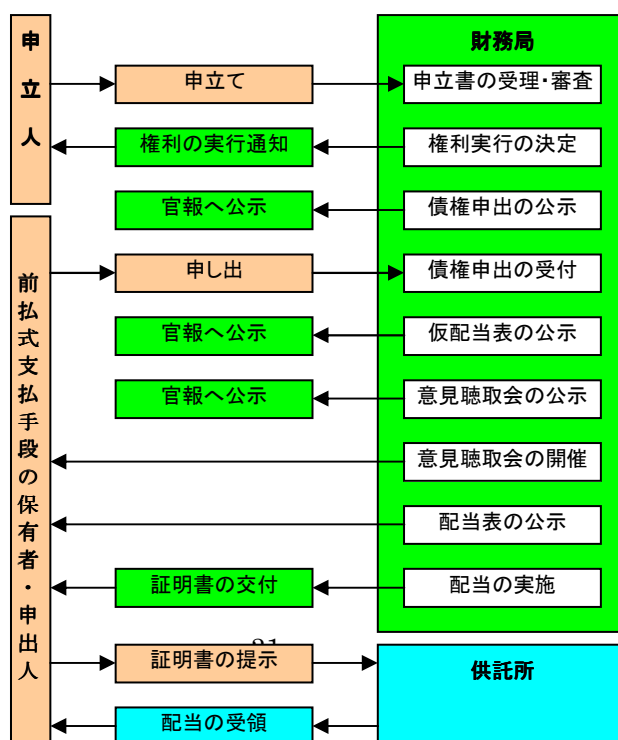
なお、権利実行の手続が行われている間や払戻手続が行われている間は、発行保証金を取り戻すことができないことに留意が必要です。

**Q27** 発行保証金の還付とはどういうことですか。また、還付手続はどのように行われるのですか。

A) 前払式支払手段の保有者は、前払式支払手段に係る債権者として、発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済（還付）を受ける権利を有しています。

財務（支）局長は、前払式支払手段の保有者等から（イ）この権利の実効の申立てがあったとき、あるいは（ロ）前払式支払手段の発行者について破産手続開始の申立等が行われたときに、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要と認めるときは、発行保証金の還付を行うこととなります。

還付手続の概要は次のとおりです。なお、この手続はその時々々の事例により多少異なることがあります。



#### 【債券申出の公示】

財務（支）局長等は、

- ① 60日を下らない一定の期間内に財務（支）局長等に債権の申出をすべきこと
  - ② その期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手續から除斥されるべきこと
- を官報により公示します（法 31 条 2 項）。

この公示が行われたことは、財務（支）局長等が、権利実行を申し立てた者（以下「申立人」といいます。）及び前払式支払手段発行者（発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約を締結している場合には、その相手方も含む。）に通知します（政令 11 条 2 項）。

#### 【意見公聴会の開催＝権利調査】

財務（支）局長等は、申出期間が経過した後、意見聴取会を開催し遅滞なく権利の調査を行います。権利調査において、財務（支）局長等は、①申立人、②その期間内に債権の申出をした者、③前払式支払手段発行者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならないとされています（政令 11 条 4 項）。

#### 【配当表の公示】

財務（支）局長等は、権利調査の結果に基づき、申出期間の末日までに供託された発行保証金について、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、その前払式支払手段発行者に通知します（政令 11 条 5 項）。

なお、配当表に記載される発行保証金からは、還付手續に必要な費用が控除されます（政令 11 条 9 項）。

#### 【配当】

配当表の公示から 80 日を経過した後に、配当表に従って配当が行われることとなります（政令 11 条 6 項）。

配当手續は、財務（支）局長等が、供託所に支払委託書を送付するとともに、前払式支払手段の保有者等配当を受けるべき者に証明書を交付し、配当を受けるべき者がその証明書を供託金払渡請求書に添付して供託所で配当を受領することとなります（発行保証金規則 15 条 1 項、供託規則 30 条）。



Q28 前払式支払手段の発行業務を廃止したときは、払戻しが義務付けられたと聞きましたが、どのような手続が必要ですか。

A) 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したときは、法第20条第1項第1号により払戻義務が生じ、払戻公告をした日の未使用残高について払戻しを実施することになります。

(注) 発行の業務の全部の廃止とは、前払式支払手段の発行事業から撤退することで、発行は停止したが利用は継続してできる場合は、発行の業務の廃止には該当しません。また、) 発行の業務の一部の廃止とは、発行している複数の前払式支払手段のうち、一部の種類について発行及びその利用を停止する場合をいいます。

払戻手続は、内閣府令第41条に定められた未使用残高について、同条に定められ手続により行う必要があります。具体的には次のとおりです。

① 廃止の届出及び払戻手続等に係る報告

前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したときは、内閣府令別紙様式第29号による「発行の業務の廃止等届出書」に当該届出書の写し2通を添付して財務(支)局長等に届け出なければなりません。そして、財務(支)局長等の報告命令(法第24条)により、事務ガイドライン別紙様式17の「払戻手続等に係る報告書」により、払戻手続の実施予定について財務(支)局長等に報告することとなります。

② 日刊新聞紙による払戻しの公告

次に、前払式支払手段の保有者に対し、払戻しを実施する旨、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に広告することが必要です。公告する事項は、次のとおりです。

イ. 払戻しをする旨

ロ. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称

ハ. 払戻しに係る前払式支払手段の種類

ニ. 払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、60日を下らない一定に期間内に払戻しの申出をすべきこと

ホ. 公告された一定に期間内に払戻しの申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除斥されること

③ 営業所又は事務所及び加盟店における払戻しの掲示

日刊新聞紙による払戻しの公告とともに、上記イ. からホ. の事項に加え、次の事項を発行者の全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません。

ヘ. 払戻しに関する問合せに応ずる営業所又は事務所の連絡先

ト. 払戻しの申出の方法

チ. 払戻しの方法

リ. その他払戻しの手続に関し参考となるべき事項

④ 払戻広告に関する届出

上記②の広告をしたときは、直ちに内閣府令別紙様式第24号による「払戻し公告届出書」に、(ア) 払戻公告の写し、(イ) 加盟店における掲示の内容が確認できる書類、(ウ) 営業所又は事務所及び加盟店における払戻しの掲示のために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。

⑤ 払戻の実施

60日を下らない一定の期間、前払式支払手段の所有者の申出に応じ払戻しを実施します。

⑥ 払戻し完了の報告

払戻しが完了したときは、内閣府令別紙様式第25号による「払戻し完了報告書」を財務(支)局長等に提出しなければなりません。また、払戻しを完了することができないときは、速やかに、内閣府令別紙様式第26号による「払戻し未了届出書」を財務(支)局長等に提出しなければなりません。また、内閣府令別紙様式第29号による「発行の業務の廃止等届出書」を財務(支)局長等に提出しなければなりません。

これらの手続を経て払戻しが完了したときは、未使用残高から当該払戻しに係る前払式支払手段の未使用残高を控除することができ、発行保証金を取戻すことができます。

(注) 全部の廃止の場合は、上記「発行の業務の廃止等届出書」時の発行保証金全額、一部を廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取戻すことができます。

なお、上記府令第41条第2項に定める措置を講じたとは認められない場合には、払戻しが適切に実施されたとは認められず、当該払戻し期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができない場合もありますので注意が必要です。

**Q29** 払戻し手続の中で、払戻しの申し出がなかった前払式支払手段の所有者は「除斥」されることになっていますが、除斥とはどのようなことですか。また、どのような効果がありますか。

A) 払戻しにおける除斥とは、公告された一定の期間内に払戻しの申し出をしない保有者について、払戻しを請求する権利を消滅させることを意味します。

資金決済法では、事業廃止の場合の払戻し手続を定める一方、払戻し申出のなかった保有者を除斥することにより払戻し手続を円滑に進めるとともに、除斥分については未使用残高から控除することができるようになりました。

ただ、資金決済法で認められた「除斥」は、あくまでも未使用残高から控除することができるという効果があるに過ぎず、保有者が私法上有する債権そのものが消滅するわけではない点に注意が必要です。したがって、前払式支払手段発行者は、払戻し期間経過後の保有者からの払戻し請求についても、保有者の権利が有効である限り払戻し請求に応じる必要があります。ただし、前払式支払手段に係る権利が時効により消滅している場合には、時効の援用より払戻しに応じないことができる場合があります。

**Q30 前払式支払手段の払戻しはどのような場合に認められるのですか。**

A) 法第20条では、前払式支払手段の払戻しを原則として禁止する一方で、払戻し金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合には、例外として払戻しを認めることとしています。

具体的には、以下の三つの場合に払戻しを行うことができるとされています。

- ① 基準期間における払戻し金額の総額が、直前の基準期間の発行額の100分の20を超えない場合
- ② 基準期間における払戻し金額の総額が、直前の基準日未使用残高の100分の5を超えない場合
- ③ 保有者のやむを得ない事情により前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合

これら例外のうち、①及び②については、払戻しの理由を問わず上限の割合に達するまで払戻しは可能となります。①は、発行額を基準としており、②は、基準日未使用残高を基準としていますが、発行者はいずれの基準も任意に選択することができます。①及び②に基づき払戻しに応ずる発行者は、払戻し金額を管理する必要があります。

③については、「保有者のやむを得ない事情により前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合」に払戻しを可能とするものです。③に基づき払戻しに応じる発行者は、利用者から払戻しの申出があるごとに、その利用者の払戻しの理由を確認し、当該理由が「保有者のやむを得ない事情により前払式支払手段の利用が著しく困難となる場合」に該当するの適切に判断する必要があります。ま

これらの場合は、いずれも払戻しを認めても問題がない場合であり、いずれか一つに該当すれば足りるとされています。発行者は、払戻金額のみを管理して①や②のみの払戻しを認めることもできますし、払戻しの事由（理由）のみを管理して③の払戻しを認めることもできます。また、発行者は、両方を管理して、①又は②を適用しつつ、これとは別に③で払い戻すこともできます。

なお、事務ガイドラインでは「必要に応じて期中にあっても払戻実績を把握することとするなど、法令に定める上限を超えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備」することを求めており、発行者は、①又は②に基づき払戻しに応じる場合には、必要に応じて払戻金額を把握し、法令に定める上限を越えないよう管理する必要があります。

**Q31 「所有者のやむを得ない事情により前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合」とはどのようなものですか。**

A) 「やむを得ない事情」とは、例えば、地域限定の前払式支払手段について利用者が地域から転出する場合や、病院内でのみ使用できる前払式支払手段を保有していた利用者が退院した場合などがあげられます。なお、このような例を含め払戻しを行うかどうかは、前払式支払手段発行者の判断によるものであり、所有者のやむを得ない事情について適切に管理する必要があります。また、払戻しの義務がある場合（法第20条第1項）を除き、払戻しが義務付けられるものではありません。

**Q32 お客様から、つり銭を求められた場合につり銭を出さないようにしたいと考えています。つり銭を出す、出さないは法律で決められていますか。それは前払式支払手段に明記しなくてもよいですか。**

A) 資金決済法では、前払式支払手段の払戻しが原則として禁止されており、つり銭もこの払戻しに該当することから、つり銭を出す場合には、法令で定める例外として払い戻すことができる範囲内で行う必要があります。

なお、つり銭を含め例外としての払戻しを認めないという選択もありますが、一般に契約上の重要な内容と考えられますので、つり銭を出さない場合には、前払式支払手段の利用上の注意として表示することが望ましいと考えられます。

**Q33 前払式支払手段の発行に関する報告書について、教えてください。**

A) 前払式支払手段発行者は、基準日ごとに「前払式支払手段の発行に関する報告書」（内閣府令別紙様式第27号）を作成し、必要な書類を添付して、当該基準日の翌日から2か月以内に財務（支）局長等に届け出なければなりません。

なお、①基準日未使用残高が、前基準日未使用残高に比べて急激に増加又は減少している場合にはその原因、②添付書類である財務書類を確認し、登記損失の計上、債務超過など、経営状況に著しい変化が見られる場合には、今後の経営状況の見通し及び発行の業務にかかる今後の計画等、について財務（支）局長等からヒアリングを求められることがあります。

**Q34 発行の業務に係る帳簿等にはどのようなものがありますか。**

A) 法定帳簿として、次の帳簿書類を作成し、保存しておく必要があります。

- ① 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの発行数、発行量及び回収量を記帳した管理帳
- ② 物品表示の前払式支払手段の物品又は役務の1単位当たりの通常提供価格を記帳した日記帳
- ③ 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの在庫枚数管理帳

**Q35 法定帳簿に記帳する場合の留意点を教えてください。**

A) 法定帳簿の作成、保存にあたっては、次の点に留意する必要があります。

管理帳及び在庫枚数管理帳は、発行している前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとに区別し発行数、発行量及び回収量を記帳する必要がありますが、回収量については、例外的に前払式支払手段の種類ごとにまとめて記帳することができます（内閣府令第46条第4項）。

また、未使用残高を把握する必要がありますので、管理帳には未使用残高の欄を作っておくと便利です。

記帳が必要な3つの要素のうち、

- ① 発行量とは、その前払式支払手段の代価の弁済に充てることのできる金額（すなわち

プレミアム分を含む利用できる合計金額) に発行数を乗じた総合計額を記帳します。加算型の場合には、加算額も発行量に含みます。

- ② 回収量とは、その前払式支払手段が利用されて代価の弁済に充てられた金額に枚数を乗じた総合計額を記帳します。減算型の場合には、利用により減算された額も回収量に含みます。また、有効期限がある前払式支払手段でその有効期限が到来したものや、払戻手続又は権利実行手続が終了した場合に払い戻した額や除斥された額も回収額の計上します。
- ③ 未使用残高とは、①の発行量から②の回収量を控除した額を記帳します。

帳簿形式にまとめると、次のようになります。

前払式支払手段の種類と支払可能金額等の別 (500 円の商品券)

年月日	入荷枚数 (枚)	発行枚数 (枚)	在庫枚数 (枚)	発行量 (円)	回収量 (円)	未使用残高 (円)	適用
平成 22 年 3 月 1 日	50,000		50,000				
平成 22 年 3 月 10 日		10,000	40,000	5,000,000		5,000,000	販売店 等
平成 22 年 3 月 25 日					3,500,000	1,500,000	加盟店 等

**Q36** みなし発行者の留意点について教えてください。

A) みなし発行者とは前払式支払手段の発行の業務の廃止、登録の取消処分等により資金決済法第 7 条の登録の効力を失った第三型発行者をいいます。みなし発行者は法第 3 4 条により前払式支払手段の債務を履行する目的の範囲内で法律の適用を受けることとなり、払戻手続が完了して債務の履行が完了するまでの間適用されます。

具体的には、法定帳簿の作成・保存、報告、供託等の前払式支払手段に係る管理業務などを行う必要があります。